滋賀県公立図書館産前産後休暇代替任期付職員、育児休業代替

任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員（司書）の登録案内

|  |
| --- |
| 産前産後休暇代替任期付職員、育児休業代替任期付職員  および配偶者同行休業代替任期付職員(司書)登録制度について  滋賀県教育委員会では、「産前産後休暇代替任期付職員」、「育児休業代替任期付職員」および「配偶者同行休業代替任期付職員」として滋賀県立図書館に勤務する候補者の登録制度を実施しています。  【産前産後休暇代替任期付職員とは】  　滋賀県公立図書館職員（司書）が産前産後休暇を取得した場合に、その代替として、当該職員の産前産後休暇期間（約４か月間）の範囲内で任用（採用）する職員のことです。  【育児休業代替任期付職員とは】  育児休業法および条例に基づき滋賀県公立図書館職員（司書）が育児休業をした場合に、その代替として、当該職員の育児休業期間（３年未満）の範囲内で任用（採用）する職員のことです。  【配偶者同行休業代替任期付職員とは】  配偶者同行休業条例に基づき滋賀県公立図書館職員(司書)が配偶者同行休業をした場合に、その代替として、当該職員の配偶者同行休業期間（３年未満）の範囲内で任用（採用）する職員のことです。  なお、候補者としての登録ですので、登録されても任用（採用）されない場合があります。 |

１　産前産後休暇代替任期付職員、育児休業代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員（司書）について

　産前産後休暇代替任期付職員、育児休業代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員とは、滋賀県立図書館で、産前産後休暇を取得する職員（司書）または育児休業もしくは配偶者同行休業をする職員（司書）の代替職員として勤務していただく職員（司書）です。

任期を定めた任用（採用）であること、育児休業、育児短時間勤務および配偶者同行休業をすることができないこと以外は、基本的には一般の正規職員（司書）と同等の職務内容、勤務条件となります。

産前産後休暇、育児休業または配偶者同行休業をする職員があった場合に、あらかじめ採用候補者登録試験合格によって採用候補者として登録された方を、その都度育児休業代替任期付職員等として任用（採用）します。

そのため、登録されても、職員の状況により、任用（採用）までに一定の期間が経過する場合や、任用（採用）されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

|  |
| --- |
| ※産前産後休暇とは  母性保護の観点から女性職員に付与する産前産後の特別休暇（出産予定日以前８週間目に当たる日から出産の日後８週間目に当たる日までの期間内で必要な日数）です。  ※育児休業とは  「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、職員が３歳に満たない子を養育するため、当該子が３歳に達する日まで教育委員会の承認を得て休業することができる制度です。    ※配偶者同行休業とは  　　「滋賀県職員の配偶者同行休業に関する条例」に基づき、有為な職員の継続的な勤務を促進するため、外国で勤務等をすることとなった配偶者と生活を共にすることを希望する職員に対し、その身分を保有したまま職務に従事しないことを認める制度です。 |

２ 採用までの流れ

**採用**

**採用選考**

**育児休業等の取得状況に応じて連絡**

**司書資格を有する者**

**登録**

**資格の確認採用候補者登録試験**

合格

合格

３　登録区分

司書

４　登録資格

1. 図書館法(昭和25年法律第118号)第５条に規定する司書資格を有する者が登録できます。
2. 次のいずれかに該当する者は登録できません。(地方公務員法第16条に規定する欠格条項)

ア　拘禁刑以上の刑または懲役もしくは禁錮に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ　滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

ウ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

５　登録申込手続

　郵送により申し込んでください。なお、申込みに当たっては、次に留意してください。

封筒の表に「育児休業代替任期付職員等（司書）登録申込書在中」と朱書きし、簡易書留または特定記録郵便で郵送してください。(簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。)

【提出書類】

①滋賀県公立図書館産前産後休暇代替任期付職員、育児休業代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員（司書）登録申込書（様式１）

　　　②登録に必要な免許証等の写し

【送 付 先】

〒520-8577 大津市京町四丁目１番１号　滋賀県教育委員会事務局教育総務課

電話 077-528-4510

【受付期間】随時受付

６　登録申込み後採用されるまで

1. 登録申込み後、資格確認および育児休業代替任期付職員等採用候補者登録試験（以下「採用候補者登録試験」という。）（口述試験）を実施します。採用候補者登録試験の日程および実施場所等については、申込書に記載いただいた連絡先に電話連絡します。
2. 採用候補者登録試験に合格した後、滋賀県公立図書館育児休業代替任期付職員等採用候補者登録名簿に登録され（登録された旨の通知をします。）、選抜された者に対して採用選考を実施し、合格者が任用（採用）されます。

(3)産前産後休暇を取得する職員または育児休業もしくは配偶者同行休業をする職員の代替職員（司書）として勤務することになりますので、職員の育児休業等の状況によっては、登録者すべてが任用（採用）されるとは限りません。

(4) 名簿登録の有効期間は、登録された日から３年間ですが、登録資格を満たさなくなった時点で登録は無効となります。

(5) 名簿登録された後、内容の変更または取消を希望される場合は、「滋賀県公立図書館産前産後休暇代替任期付職員、育児休業代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員（司書）登録変更・取消届」（様式２） を提出してください。

７　採用されてから

　産前産後代替任期付職員、育児休業代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員（司書）は、任期が定められていること以外は一般の職員と同様に、給与、勤務時間、服務等に関する地方公務員法等の規定が適用されます。

1. 任用期間

産前産後休暇代替任期付職員は、産前産後を取得する職員の休暇期間（約４か月間）を限度として、任期を定めて任用（採用）します。

育児休業代替任期付職員または配偶者同行休業代替任期付職員は、育児休業をする職員の育児休業期間または配偶者同行休業をする職員の配偶者同行休業期間を任用の限度として任期を定めて任用（採用）します。任用期間は、概ね 10 か月以上３年未満ですが、各職員の育児休業等期間に応じて、任用（採用）時に決定することとなります。なお、育児休業期間が短縮された場合には、任用（採用）時に決定した任用期間が短縮されることがあります。

1. 勤務先および職務内容

滋賀県立図書館で、図書館業務に従事します。

1. 給与等

給料は、短期大学卒の者で月額226,394円（地域手当を含む。）、その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。

なお、この額は、令和７年４月１日現在のものです。

1. 勤務時間および休暇

ア　勤務時間は、週平均38時間45分です。（土日祝日の勤務もあります。）

イ　休暇は、任期に応じて最大年間20日間の年次有給休暇、けがや病気、結婚、忌引等の場合に与えられる特別休暇などがあります。

(5) 服務

　　任用期間中は、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。

(6) その他

　ア　産前産後休暇代替任期付職員、育児休業代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員（司書）は、原則として任用期間中人事異動はありませんが、職員の育児休業等期間が短縮された場合等は人事異動する場合があります。

イ　産前産後休暇代替任期付職員、育児休業代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員（司書）への採用は、滋賀県公立図書館職員（司書）（任期の定めのない職員）への任用（採用）と無関係であり、当該任用（採用）の際に一切優先されるものではありません。

８　日本国籍を有しない者の任用

(1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用（採用）が行われます。

(2) 日本国籍を有しない者は、任用（採用）時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には任用（採用）されません。